

令和6年10月以降 指導監督基準を満たさない認可外保育施設は 保育料無償化の対象外になります

◇保育料無償化とは

- 認可外保育施設を利用する3歳児～5歳児クラスの子どもは月額3.7万円まで、0歳児～2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもは月額4.2万円までの利用料が無償化の対象です。

※ 対象となる認可外保育施設等は、市町の「確認」を受ける必要があります。
※ 利用者は市町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

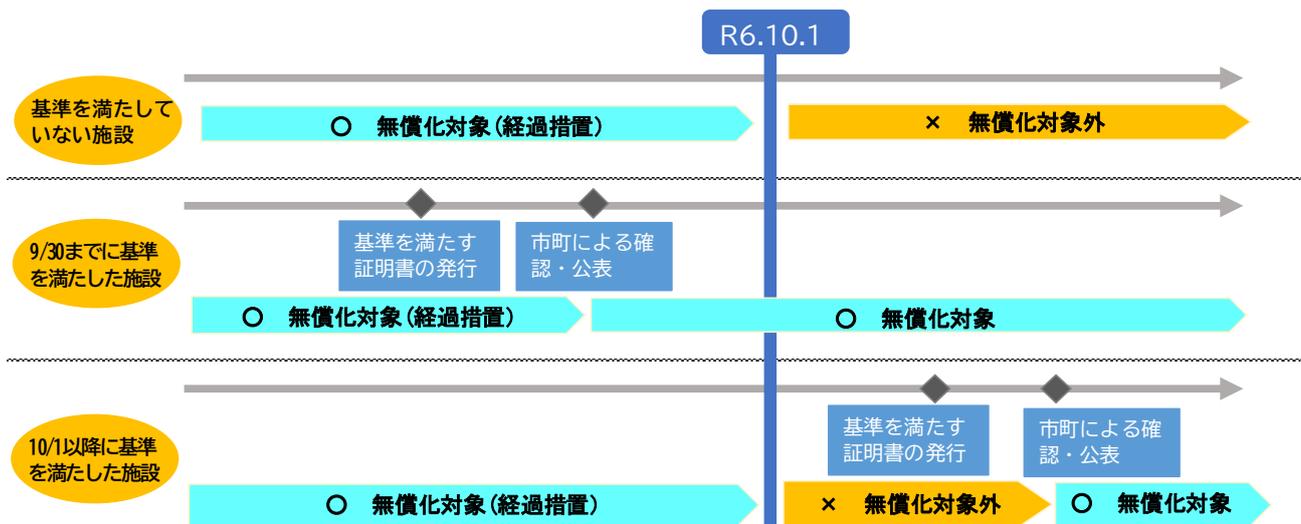
◇対象施設について

- 保育料無償化の対象となる認可外保育施設は、国が定める基準を満たすことが必要です。

※ 現在、基準を満たしていない施設が基準を満たすため、改正法施行後5年間(令和6年9月未
まで)の経過措置が設けられています。

- **令和6年10月以降、基準を満たさない施設は保育料無償化の対象ではなくなります。**

※ 無償化の対象となるためには、①国が定める基準を満たし、「指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受け、②市町の「確認」を受ける必要があります。



【問い合わせ先】

- 指導監督基準について
兵庫県福祉部こども政策課 こども育成班 TEL:078-341-7711(内線2973)
- 保育料無償化(施設等利用給付)について
兵庫県福祉部こども政策課 こども企画班 TEL:078-341-7711(内線2859)
- 証明書の発行について
保育施設が所在する市町を所管する県健康福祉事務所